

1-1 物流特殊指定に関する警告事案

件名 (公表年月日)	内容
ユナイト(株)に対する件 (平成21年4月15日警告)	<p>継続的に建設機械器具の運送を委託する事業者との取引において、平成16年4月から平成20年12月までの間、「協力値引き」等と称して、当該事業者を支払うべき運送委託に係る代金の額から一定額を差し引くことにより、当該事業者の責に帰すべき理由がないのに、あらかじめ定めた運送委託に係る代金の額を減じていた疑い。</p>
リリカラ(株)に対する件 (平成21年4月15日警告)	<p>継続的に壁紙、カーテン等の運送を委託する事業者との取引において、平成19年10月から同年12月までの間又は同年11月から平成20年1月までの間、自社の決算対策のために、当該事業者を支払うべき運送委託に係る代金の額から当該代金の20パーセント相当額を差し引くことにより、当該事業者の責に帰すべき理由がないのに、あらかじめ定めた運送委託に係る代金の額を減じていた疑い。</p>

1-2 最近の優越的地位の濫用事件

件名 (公表年月日)	内容
<p>令和6年(認)第2号 株式会社東京インテリア家具に対する件 (令和6年1月25日)</p>	<p>公正取引委員会は、株式会社東京インテリア家具に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>○ 株式会社東京インテリア家具は、遅くとも平成28年5月頃以降、令和4年6月頃までの間、納入業者に対して、次の行為を行っていた。</p> <p>(1) 新規開店又は改装開店に際し、これらを実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の搬入、陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。</p> <p>(2) 新規開店に際し、これらを実施する店舗に関して、「オープン協賛金」等の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、用途等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該納入業者から当該店舗向けに開店前に納品される商品の納入金額に5パーセントの料率を乗じて算出した額等の金銭を提供させていた。</p> <p>(3) 令和3年2月及び令和4年3月に福島県沖で発生した地震に際し、福島県、宮城県及び岩手県に所在する店舗において当該各地震により毀損又は汚損した商品について、当該商品を値引き又は廃棄することによる自社の損失を補填するため、納入業者が納入した当該商品の納入金額に相当する額の全部又は一部の金銭を提供させていた。</p>
<p>令和5年(認)第1号 株式会社ダイコクに対する件 (令和5年4月6日)</p>	<p>公正取引委員会は、株式会社ダイコクに対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>○ 株式会社ダイコクは、遅くとも令和2年3月頃以降、令和4年4月頃までの間、納入業者に対して、次の行為を行っていた。</p> <p>(1) 返品 ①新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受けて売れ残った商品等(以下「売れ残り商品等」という。)について当該売れ残り商品等を納入した納入業者の責めに帰すべき事由がなく、かつ、②当該売れ残り商品等の購入に当たって当該納入業者との合意により返品の条件を明確に定めることなく、かつ、③あらかじめ当該納入業者の同意を得ることなく又は当該納入業者の同意を得た場合であっても、当該売れ残り商品等の返品によって当該納入業者に通常生ずべき損失を負担することなく、かつ、④当該納入業者から当該売れ残り商品等の返品を受けたい旨の申出がないにもかかわらず、当該売れ残り商品等を返品していた。</p> <p>(2) 従業員等の派遣の要請 ア 閉店等に際し、これらを実施する店舗等において、売れ残り商品等の返品に係る作業を行わせるため、あらかじめ納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。</p> <p>イ 新規開店又は改装に際し、これらを実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。</p>

件名 (公表年月日)	内容
<p>令和3年(認)第1号 ビー・エム・ダブリュー(株)に対する件 (令和3年3月12日)</p>	<p>公正取引委員会は、ビー・エム・ダブリュー(株)に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>○ ビー・エム・ダブリュー(株)は、継続的に取引しているディーラーのうちの大部分のディーラーに対し、BMW新車について、当該ディーラーのこれまでの販売実績等からみて当該ディーラーが到底達成することができない販売計画台数案を策定し、当該ディーラーとの間で十分に協議することなく販売計画台数を合意させるとともに、当該販売計画台数を達成させるために、当該ディーラーがBMW新車を販売する上で必要となる事業用車両の台数を超えてBMW新車を当該ディーラーの名義で新規登録することを要請していた。</p>
<p>令和2年(認)第4号 アマゾンジャパン(同)に対する件 (令和2年9月10日)</p>	<p>公正取引委員会は、アマゾンジャパン(同)に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>アマゾンジャパン(同)は本件対象事業部において、取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者(以下「本件納入業者」という。)に対して、次の行為を行っている。</p> <p>(1) 本件納入業者に対して、自社の収益性の向上を図るため、当該本件納入業者の責めに帰すべき事由がなく、かつ、対価を減額するための要請を対価に係る交渉の一環として行うことなく、かつ、当該本件納入業者から値引き販売の原資とするための減額の申出がない又は当該申出に基づき値引き販売を実施して当該商品が処分されることが当該本件納入業者の直接の利益とならないにもかかわらず、在庫補償契約を締結することにより、当該契約で定めた額を、当該本件納入業者に支払うべき代金の額から減じている。</p> <p>(2) 本件納入業者に対して、当該本件納入業者から仕入れた商品の販売において自社の目標とする利益を得られないことを理由に、自社の収益性の向上を図るため、あらかじめ負担額の算出根拠等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて当該本件納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、金銭を提供させている。</p> <p>(3) 本件納入業者に対して、自社の収益性の向上を図るため、本件共同マーケティングプログラム契約に基づき支払を受けた金銭の全部又は一部について、当該契約に基づくサービスの提供を行うことなく、金銭を提供させている。</p> <p>(4) 本件納入業者に対して、自社の収益性の向上を図るため、あらかじめ負担額の算出根拠等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて当該本件納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該本件納入業者からの毎月の仕入金額にあらかじめ定めた一定の料率を乗じるなどして算出した額の金銭を提供させている。</p> <p>(5) 本件納入業者に対して、過剰な在庫であると自社が判断した商品について、当該本件納入業者の責めに帰すべき事由がなく、かつ、以下のいずれにも該当しないにもかかわらず、返品している。</p> <p>ア 当該商品の購入に当たり当該本件納入業者との合意により返品条件を明確に定め、当該条件に従って返品する場合(当該返品が当該本件納入業者の得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担とならない場合に限る。)</p> <p>イ あらかじめ当該本件納入業者の同意を得て、かつ、当該商品の返品によって当該本件納入業者に通常生ずべき損失を自社が負担する場合</p>

件名 (公表年月日)	内容
	<p>ウ 当該本件納入業者から当該商品の返品を受けたい旨の申出があり、かつ、当該本件納入業者が当該商品を処分することが当該本件納入業者の直接の利益となる場合</p>
<p>令和2年(認)第3号 ゲンキー㈱に対する件 (令和2年8月5日)</p>	<p>公正取引委員会は、ゲンキー㈱に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>ゲンキー㈱は、同社が自ら販売する商品を同社に直接販売して納入する事業者のうち、ゲンキー㈱と継続的な取引関係にあるもの(以下「納入業者」という。)に対し、次の行為を行っていた。</p> <p>(1) 新規開店等の際し、納入業者に対し、これらを実施する店舗において、当該納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の移動、自社の従業員が定めた棚割りに基づく商品の陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。</p> <p>(2) ゲンキー㈱が一般消費者向けに販売するクリスマスケーキ等について、納入業者に対し、ゲンキー㈱と当該納入業者との取引に関係がないにもかかわらず、購入を要請していた。</p> <p>(3) ア 自社が主催した「わくわくキャンペーン」と称する催事について、その実施に要する費用を確保するため、納入業者に対し、「わくわくキャンペーン協賛」等の名目で、あらかじめ算出根拠について明確に説明することなく、金銭の提供を要請していた。</p> <p>イ 自社の物流センターについて、その運営に要する費用を確保するため、当該物流センターを通じて納品する納入業者に「センターフィー」等の名目で提供させている料金の料率の引上げの実施の際し、納入業者に対し、あらかじめ算出根拠について明確に説明することなく、引上げ後の料率を適用して算出した額の金銭の提供を要請していた。</p> <p>ウ ゲンキー㈱の物流センターへの商品の搬入を行う際にゲンキー㈱が納入業者に使用させているケースについて、その購入に要する費用を確保するため、納入業者に対し、あらかじめ算出根拠について明確に説明することなく、金銭の提供を要請していた。</p> <p>エ バーコードラベルについて、その発行等に要する費用を確保するため、納入業者に対し、あらかじめ算出根拠について明確に説明することなく、金銭の提供を要請していた。</p> <p>(4) 売行きが悪く在庫となった商品及び販売期間中に売れ残ったことにより在庫となった季節品(以下「売上不振商品」という。)について、納入業者に対し、売上不振商品を納入した当該納入業者の責めに帰すべき事由がなく、売上不振商品の購入に当たって当該納入業者との合意により返品の条件を定めておらず、かつ、当該納入業者から売上不振商品の返品を受けたい旨の申出がないにもかかわらず、その返品に応じるよう要請していた。</p>

2 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

〔定義〕

第二条 （略）

②～⑧ （略）

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～五 （略）

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの

イ～ニ （略）

ホ 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。

ヘ （略）

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

○ 特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法（平成十六年公正取引委員会告示第一号）（抄）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第九項の規定に基づき、特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法を次のように指定する。

1 特定荷主が、特定物流事業者に対し運送委託又は保管委託をした場合に、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。

一～五 （略）

六 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること。

七・八 （略）

2 （略）

備考

1 この告示において「特定荷主」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者をいう（下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百十号）第二条第四項に規定する役務提供委託に該当する場合を除く。）。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える事業者であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の事業者に対し物品の運送又は保管を委託するもの

二・三 （略）

2 この告示において「特定物流事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者をいう。

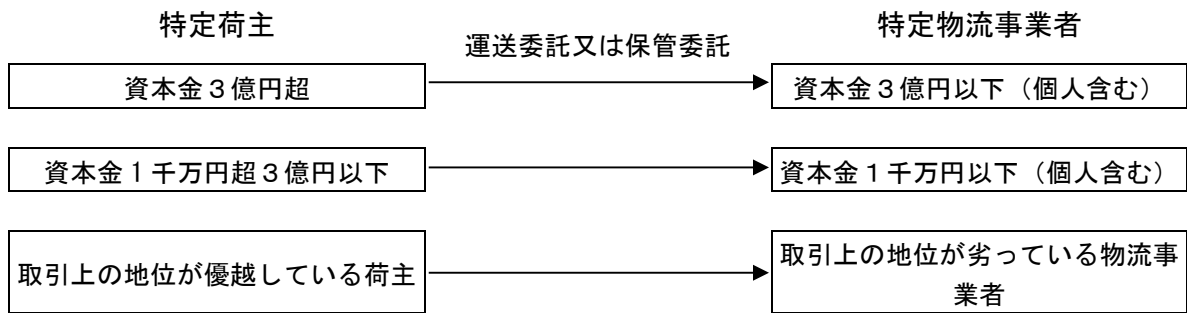
一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下（資本金の額又は出資の総額が三億円を超える事業者の子会社を除く。）の事業者であつて、前項第一号に規定する特定荷主から継続的に物品の運送又は保管を受託するもの

二・三 （略）

3～5 （略）

3 「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法」（物流特殊指定）の概要

(1) 対象となる取引



※ 荷主が物流子会社（荷主が議決権の過半数を保有。）を通じて物流事業者に運送委託又は保管委託する場合には、物流子会社が特定荷主とみなされる（この場合は、荷主（親会社）の資本金額で判断。）。

(2) 禁止行為類型

①代金の支払遅延

⇒ 特定物流事業者には責任がないのに、あらかじめ定めた支払期日までに代金を支払わないこと（第1項第1号）

②代金の減額

⇒ 特定物流事業者には責任がないのに、あらかじめ定めた代金の額を減額すること（第1項第2号）

③買ったたき

⇒ 同種・類似の内容の運送又は保管に対し通常支払われる対価に比べ、著しく低い代金の額を不当に定めること（第1項第3号）

④物の購入強制・役務の利用強制

⇒ 正当な理由がないのに、指定する物又は役務を強制して購入・利用させること（第1項第4号）

⑤割引困難な手形の交付

⇒ 代金を手形で支払う際に、支払期日までに一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形を交付すること（第1項第5号）

⑥不当な経済上の利益の提供要請

⇒ 自己のために、金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること（第1項第6号）

⑦不当な給付内容の変更及びやり直し

⇒ 運送又は保管の内容を変更させたりやり直させたりすることにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること（第1項第7号）

⑧要求拒否に対する報復措置

⇒ ①から⑦の要求を拒否した特定物流事業者に対して、取引の量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること（第1項第8号）

⑨情報提供に対する報復措置

⇒ ①から⑧の行為を公正取引委員会に情報提供した又はしようとした特定物流事業者に対して、取引の量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること（第2項）